

議第58号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市都市公園条例」の右に「(以下「都市公園条例」という。)」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条（見出しを含む。）中「京都市都市公園条例」を「都市公園条例」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「者（）」を「もの（）」に改め、「うち、」の右に「第4条第1項又は第3項の規定による許可を受けたもの及び」を加え、「者は」を「ものは」に改め、同条第2項中「1日1回につき520円」を「別表に掲げる額」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(行為の制限)

第4条 都市公園条例第3条第1項第1号に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設（都市公園法第2条第2項に規定する公園施設をい

う。), 行為の内容その他別に定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定による許可を受けたものは, 許可を受けた事項を変更しようとするときは, その変更の内容を記載した申請書を指定管理者に提出して, その許可を受けなければならない。
- 4 指定管理者は, 第1項又は前項の許可の申請があった行為が公衆の子どもの楽園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り, 第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 指定管理者は, 第1項又は第3項の許可に子どもの楽園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 6 第1項又は第3項の許可を受けたものは, 都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第6条関係)

1 業として行う撮影

区 分	単 位	利 用 料 金
写 真 撮 影	1 回につき 1 時間	3,800 ^円
映 画 撮 影		7,800

2 駐車場

区 分	利 用 料 金 (1 回 に つ き)
日曜日, 土曜日 及び休日	40分までごとに200円。ただし, 40分までごとに200円を加えた額が900円を超えるときは, 900円
そ の 他 の 日	40分までごとに200円。ただし, 40分までごとに200円を加えた額が520円を超えるときは, 520円

備考 「休日」とは, 国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市宝が池公園子どもの楽園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市宝が池公園子どもの楽園（以下「子どもの楽園」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に子どもの楽園において改正後の条例第4条第1項に規定する行為をしようとするもののうち、施行日前に京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、改正後の条例第4条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

4 施行日以後に子どもの楽園において改正後の条例第4条第1項に規定する行為をしようとするもののうち、施行日前に京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第4条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、改正後の条例第6条第1項の規定は、適用しない。

提案理由

京都市宝が池公園子どもの楽園を利用するものが、業として写真又は映画を撮影する場合における利用料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める等の必要があるので提案する。